

保護者 様

向日市教育委員会  
向日市立勝山中学校

本校児童生徒及び教職員の新型コロナウイルスへの感染が確認された場合  
の対応等について

日頃は、本市の教育に御理解と御協力を賜りありがとうございます。

さて、本市におきましては、2学期以降、児童生徒や教職員、その御家族が新型コロナウイルスに係るPCR検査等を受検する事例が増えてきています。今後、本校の児童生徒及び教職員（以下、「本校関係者」とします。）に感染が確認されることも想定されます。

つきましては、学校における感染拡大防止を徹底するため、本校関係者の感染が確認された場合の対応等について、下記のとおりとしますので御理解と御協力をいただきますようお願いいたします。

記

1 学校の臨時休業等の対応について

本校関係者（児童生徒、教職員等）の感染が確認された場合

① 本校関係者の感染が確認された場合

「原則、感染が確認された日の翌日（1日）を全校臨時休業期間（休祝日含む）とし、校内の消毒作業を行うとともに保健所による濃厚接触者の特定調査に協力します。また、臨時休業中は、留守家庭児童会及び学校施設の貸出しも中止とします。なお、臨時休業期間は状況に応じて延長することがあります。」

② ①の後、保健所による調査の結果、本校関係者が濃厚接触者と特定された場合

「濃厚接触者の状況（人数や範囲等）に応じて、一部の学級や学年等又は全校を臨時休業とします。なお、その後のPCR検査の結果が「陽性」の場合、判明した翌日を臨時休業とし、保健所による新たな濃厚接触者の特定調査に協力します。」

③ ①の後、保健所による調査の結果、関係者が濃厚接触者と特定されなかった場合

「保健所と連携した上で、慎重を期してPCR検査が実施される場合、接触者の状況（人数や範囲等）に応じて、一部の学級や学年等又は全校を臨時休業とします。なお、その結果が「陽性」の場合、判明した翌日を臨時休業とし、保健所による新たな濃厚接触者の特定調査に協力します。」

## 2 児童生徒の出席停止等の対応について

児童生徒本人または同居する家族が濃厚接触者と特定された場合やその疑いがある場合、また、児童生徒本人または同居する家族がPCR検査を受検し、新型コロナウイルスに感染した場合

### ① 児童生徒の同居する家族の職場に感染者又は濃厚接触者がいた場合

(例) 児童生徒の同居する父の勤務先に感染者又は濃厚接触者がいることが判明したが、父は濃厚接触者に特定されていない。

「児童生徒は通常どおり登校可能です。」

### ② 児童生徒の同居する家族が濃厚接触者となりPCR検査を受検することになった場合

(例) 児童生徒と同居する母の勤務先に感染者がおり、母が濃厚接触者に特定されPCR検査を受検することになった。

「保護者は、速やかに学校に連絡(検査結果についても連絡)してください。また、児童生徒は、検査結果が判明するまで登校を控えてください(出席停止の取扱い)。」

### ③ 児童生徒が、本人の体調不良によりPCR検査を受検することになった場合

(例) 児童生徒が体調不良により、医療機関を受診しPCR検査を受検することになった。

「保護者は、速やかに学校に連絡(検査結果についても連絡)してください。また、児童生徒は、検査結果が判明するまで登校を控えてください(出席停止の取扱い)。その後、「陰性」が判明し、症状がなくなり次第、登校可能です。」

### ④ 児童生徒の同居する家族が感染した場合

「保健所により、児童生徒が感染者の濃厚接触者と特定された場合は、PCR検査を受検することとなります。PCR検査の結果が「陰性」であっても、感染者との最終接触日の翌日から2週間は出席停止とします。発病することなく2週間を経過すると登校可能です。」

### ⑤ 児童生徒が感染した場合

「児童生徒は入院又は自宅療養等となり、治癒するまで出席停止とします。なお、退院等は、医療機関の指示に従います。退院後は登校可能です。」

### ⑥ 児童生徒が、慎重を期してPCR検査を受検した場合

(例) 同じ学級に感染者がいることが判明し、保健所の調査で濃厚接触者には特定されなかったが、慎重を期してPCR検査を受検することとなった。

「児童生徒はPCR検査を受検し、検査結果が判明するまで出席停止とします。その後、「陰性」が判明した日の翌日から登校可能となります。なお、濃厚接触者に特定されていない児童生徒がPCR検査を受検する場合、そのきょうだい小中学校へ登校可能です。」

### 3 保護者の御理解と御協力について

① 児童生徒及び同居の御家族がPCR検査を受検することになった場合、速やかに学校に連絡してください。また、その後の検査結果についても同様に連絡してください。

なお、学校業務時間外や休日の場合は、市役所（931-1111）へ連絡していただくこととし、あらためて学校から保護者へ連絡します。

② 学校を臨時休業する場合は、文書やメール配信、電話等により連絡します。感染判明が下校終了後の時間帯になることが多く、遅い時間に連絡することがあります。

③ PCR検査結果（慎重を期した受検含む）の連絡は、原則、乙訓保健所から行うこととなるため、学校から被検者の連絡先を乙訓保健所に伝えます。

④ 児童生徒の感染が判明した場合には、学校名を公表することとなります。

⑤ 学校におきましては、今後とも新しい生活様式に沿って感染症対策を講じながら、すべての児童生徒の学びの保障に努めてまいります。各御家庭におかれましても、引き続き朝の検温等、健康管理に御留意いただき、児童生徒に風邪症状等の体調不良が見られた場合は、登校を控えていただきますようお願いいたします。また、保護者の皆様におかれましては、児童生徒の家庭内での感染を防ぐ観点から、大人数での飲食機会等感染リスクが高まる場面に十分留意いただきますようお願いいたします。

⑥ 学校において感染が確認された場合、学校では感染者やその家族等へ差別や誹謗中傷は許されないこと、思いやりを持つことの大切さを指導しております。各御家庭におかれましても、身の周りに差別等につながる発言や行動があったときには、引き続き差別や誹謗中傷は許されないことを話し合ってください、同調せずに止める立場になっていただきますようお願いいたします。

担 当	学校教育課 指導係
連絡先	075-931-1111

